

や指導について、不断の見直し・改善を図ること

感染症対策 ▶基本的な感染症対策の考え方と対応例 ▶学校での活動場面別の対応・指導例

感染防止のための指導 ▶感染防止指導の考え方 ▶具体的な指導事例

4 段階的再開から通常登校への移行

ガイドライン P.24

□市町村教委や学校では、慎重に通常登校に移行していくとともに、移行した後も、引き続き感染防止策を徹底したうえで、計画的な教育活動を推進していくことが必要

□学校全体で見直し、変更した指導計画に基づき、年間の学習指導を適切に進めること

通年でのカリキュラム・マネジメント ▶令和2年度指導計画の見直し例

▶県立学校における令和2年度長期休業等の活用予定

学習指導と評価 ▶年間の学習指導・評価の進め方例

▶当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応

▶補足的な学習指導・支援

学校行事等 ▶実施計画の見直し・検討の考え方 ▶検討・判断基準等の例

□県教委作成「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料(令和2年5月)」を参照のこと

5 特に配慮すべき学年への対応

ガイドライン P.31

□小1、小6、中3について指導上の工夫・配慮事項を記載 □他学年にも参考とすること

小学校第1学年 ▶合科的・関連的な指導や弾力的な時間設定など工夫したスタートカリキュラムの実施が大切 ▶スタートカリキュラムの具体例

小学校第6学年 ▶学習指導、児童指導の効果を高めるための指導体制の構築が重要

中学校第3学年 ▶進路の不安や、行事等が減ることでの意欲低下を踏まえ、一人ひとりの心情に寄り添い、その思いや意見を丁寧に受け止めることなどが重要

*ガイドライン別冊版として中3の教科別年間指導計画の見直しモデルを後日、別途送付予定

*今後、神奈川県公立高等学校の入学選抜に変更がある場合は、市町村教委を通して中学校へ知らせるとともに、県教委ホームページに掲載

6 部活動

ガイドライン P.37

□部活動については、感染防止の観点から、活動の再開を慎重に判断すること

□児童・生徒の健康状態等を考慮し、段階的に部活動を再開させること

□分散登校の実施期間は、その趣旨に鑑み、部活動を実施しないこと

*部活動の留意事項等は後日、別途提示

7 児童・生徒指導、教育相談等

ガイドライン P.38

□再開後の早い段階で教育相談週間を設定するなど、児童・生徒一人ひとりの状況把握に努めること

児童・生徒の心のケア ▶SCやSSWとともに必要な支援 ▶相談窓口を改めて周知

いじめ、偏見、差別等の防止 ▶新型コロナに関係ないいじめ、偏見等の防止 ▶組織的な対応

児童・生徒を取り巻く環境の変化に起因する問題行動、不登校等への対応

▶虐待を発見しやすい立場にあることを自覚したうえで、異変や違和感を見逃さず、市町村の担当課や児童相談所への速やかな通告や情報提供

▶不登校の児童・生徒に対し、教育相談コーディネーターを中心にSCやSSW、教育支援センターや医療・福祉関係機関、フリースクール等と連携した支援 ▶ICTを活用した学習支援

障がいのある児童・生徒等への支援

▶臨時休業に伴う個別の指導計画等の精査や見直し ▶児童・生徒や保護者とのきめ細かな相談

外国につながる児童・生徒への支援

▶多言語での情報提供に配慮 ▶就学状況の把握、学校への円滑な受入れについて一層の配慮

新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取扱い等

▶申請期間の延長などの柔軟な対応 ▶就学援助制度等について保護者へ周知徹底